

平成 30 年 3 月 29 日
危機管理室防災計画課

避難拠点の周知看板の変更について

区では、避難拠点について周知を図るため、全ての区立小中学校に周知看板を設置している。防災に係る周知看板等の表示については、一昨年、国が日本工業規格（JIS）において、標準的なものを定めた。これを踏まえ、避難拠点の周知看板を以下のとおり変更する。

1 変更の内容

- (1) レイアウト、図記号（ピクトグラム）、色使い等については、JISによる標準化を踏まえ変更する。
- (2) 医療救護所を設置する避難拠点（10校）については、新たに「医療救護所」と記載する。
- (3) 避難拠点の開設条件等についても、新たに説明を記載する。
- (4) 避難拠点の主な役割等については、外国人に周知するため3か国語を併記する。
- (5) 図記号（ピクトグラム）の部分については、夜間の視認性を高めるため、蓄光の塗料を使用する。

※ 裏面、「周知看板のイメージ図（医療救護所を設置する避難拠点の例）」参照

2 スケジュール

平成30年3月末までを目途に、全ての周知看板を変更する。

周知看板のイメージ図（医療救護所を設置する避難拠点の例）




食料・水・生活必需品の配給
Distribution of food, water and necessities
发放食品、水和生活必需品/물·식료·생활 필수품 배급

避難生活場所の提供
Offer of shelter
提供避难生活场所/피난 생활 장소의 제공

簡単な手当や健康相談
Basic medical treatment and health counseling
提供简单的医疗护理和健康咨询/응급처치 및 건강 상담

災害に関する情報の提供
Disaster information
提供有关灾害的信息/재해에 관한 정보 제공

被災者のための相談
Counseling for victims
为受灾者提供咨询服务/이재자를 위한 상담

震度5弱以上の地震が発生した場合、開設します。
地震火災が発生した場合、避難する場所です。
延焼火災が迫った場合、他の避難拠点等に移動します。
震度6弱以上の地震が発生した場合、医師等がけが人の手当を行います。

練馬区指定
ひなん拠点
The refuge point in case of disaster
避难据点 / 피난 거점

医療救護所
Medical aid station
医疗急救站 / 의료 구호소

**石神井東
中学校**
Syakuji higashi Elementary school
石神井東中学 / 石神井東 초등학교

周知看板のイメージ図（現在）



早宮小学校

練馬区指定
ひなん拠点

The refuge point in case of a disaster.
该学校是震灾的避难所。
이 학교는 지진발생시의 피난장소입니다.

避難拠点では下記の内容を行います。

食料・生活必需品の配給	避難生活場所の提供	応急医療	災害に関する情報の提供	被災した方々の相談
				